

(イ) 職務

ゲーム物等級委員会の重要職務について、本委員会ホームページにおいて次の4つが列記されている。

- ・ ゲーム物等級分類の専門性を高めること
- ・ 審議委員会の倫理性強化を通じた審議の公正性の確保
- ・ ゲーム物等級分類の世界化、先進化
- ・ ゲーム物に対する事後管理強化を通じた不法行為の根絶

上記職務を遂行するために具体的に以下の活動が行われている。

- ・ 不法ゲーム物監視団の運営
- ・ 等級審議会議等、各種会議の運営
- ・ 調査研究
- ・ 事後管理
- ・ 広報出版
- ・ 審議総合情報システムの構築

韓国ではスマートフォンの利用が急速に増えつつある。2009 年ほど前まではネットブックと呼ばれる携帯用のノート型コンピュータが市場に多数出回っていたが、その後、サムスン電子の開発もあり、スマートフォンの需要が急激に伸び、利用者数は2011 年末の時点で2,000 万を超えている⁴¹⁶。韓国の人口は約5,000 万人弱であることを勘案すると、人口の5分の2以上がスマートフォンを利用していることになる。

こうした状況を受けて、ゲーム物等級委員会は、モバイルゲーム物のダウンロード時における年齢区分確認手続きと利用等級表示方法がいまだ充実していないことから、移動体通信各社にその改善を要求した⁴¹⁷。

エ 映像物等級委員会

1999 年に発足した映像物等級委員会は、文化体育観光部の傘下にある特殊法人である。同委員会の設置根拠は、「映像及びビデオ物の振興に関する法律（영화 및 비디오물의 진흥에 관한 법률）⁴¹⁸」（法律第10219号）の第71条において規定されて

⁴¹⁶ 2012 年 2 月 15 日付ファイナンシャルニュースを参照。

http://www.fnnews.com/view?ra=Sent0901m_View&corp=fnnews&arcid=201202160100140180006891&cDateYear=2012&cDateMonth=02&cDateDay=15（基準日 2012 年 2 月 24 日）

⁴¹⁷ 2011 年 3 月 31 日付 Gamemeca ニュースを参照。

http://www.gamemeca.com/news/news_view.html?seq=2&ynd=20110331&page=1&point_ck=&search_ym=&sort_type=&search_text=&send=&mission_num=&mission_seq=（基準日 2012 年 2 月 24 日）

⁴¹⁸ 映像及びビデオ物の振興に関する法律：

http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/pop/RefJoView.jsp?REF_STR=영화및비디오물의진흥에관한법률&PROM_DT=20110915&LAW_NM=공연법（基準日 2011 年 11 月 20 日）

いる。

映像及びビデオ物の振興に関する法律第 71 条：

映画及びビデオ物とその広告・宣伝物（以下、映像物等）の倫理性及び公共性を確保し、青少年を保護するため、映像物等級委員会を設置する。

（ア）沿革

映像物等級委員会の設立は、その前身を含めると 1966 年までさかのぼる。

1966 年 1 月に韓国芸術文化倫理委員会が「公演法（공연법）⁴¹⁹」（法律第 11048 号）を根拠として設置された。同委員会の名称は、1976 年には韓国公演倫理委員会、1986 年には公演倫理委員会と変更されたが、1997 年に韓国公演芸術振興協議会に再編成されたのち、1999 年 6 月の公演法改正に伴い映像物等級委員会が発足した。2006 年より根拠法が公演法から映像及びビデオ物の振興に関する法律に変更され現在に至っている。

（イ）職務

映像物等級委員会の職務については、映像及びビデオ物の振興に関する法律第 72 条及び同条各号に規定されている。そのなかで、特に本調査と関連があるのは、第 72 条第 1 号及び第 2 号である。

映像及びビデオ物の振興に関する法律第 72 条：

映像物等級委員会は次の各号の事項を審議・議決する。

第 1 号：映像物等の等級分類及び内容情報、青少年有害性の確認に関する事項

第 2 号：映像物等の製作・流通又は視聴提供の実態調査及び管理に関する事項

映像物の等級区分については、同法第 29 条第 2 項各号及び第 50 条第 3 項において定められている。観覧・視聴を可能とする年代区分はどちらも共通しているのでまとめて記載すると、以下のようになる。

- ・全 体 観 覧 可：すべての年齢の者が観覧・視聴可能である映像物
- ・12 歳以上観覧可：12 歳以上の者が観覧・視聴可能である映像物
- ・15 歳以上観覧可：15 歳以上の者が観覧・視聴可能である映像物

⁴¹⁹ 「公演法（공연법）」（法律第 11048 号）：

http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1419&PROM_NO=11048&PROM_DT=20110915&HanChk=Y（基準日 2011 年 11 月 20 日）

- ・青少年観覧不可：青少年は観覧・視聴が不可である映像物
- ・制限観覧可：煽情性・暴力性・社会的行為等の表現が過度であり人間の普遍的尊厳、社会的価値、善良な風俗又は国民の情緒を顕著に害する恐れがあり、観覧・視聴提供・流通等に一定の制限が必要な映像物

オ 刊行物倫理委員会

刊行物倫理委員会は、文化体育観光部の傘下にある社団法人である。同委員会の設置根拠は、「出版文化産業振興法⁴²⁰ (출판문화산업 진흥법)」(法律第 11048 号) 第 16 条において規定されている。

出版文化産業振興法第 16 条：

刊行物の倫理的・社会的責任を具現し刊行物の有害性の有無を審議するため、韓国刊行物倫理委員会を置く。

(ア) 沿革

刊行物倫理委員会はその前身を含めると、設立は 1970 年までさかのぼる。1970 年 1 月、韓国図書出版倫理委員会、韓国雑誌倫理委員会、韓国児童漫画倫理委員会の 3 つを統合し、韓国図書雑誌倫理委員会として発足した。1976 年には韓国図書雑誌週刊新聞倫理委員会に名称を変更し、1980 年の改変を経て 1989 年に韓国刊行物倫理委員会となった。

(イ) 職務

刊行物倫理委員会の職務については、出版文化産業振興法第 18 条及び第 19 条に規定されている。本調査と特に関連があるのは、第 18 条第 3 項 (青少年保護法第 2 条引用) 及び第 19 条第 2 項第 2 号 (青少年保護法第 9 条第 1 項引用) である。その職務内容は、「青少年に有害な図書 (印刷出版物及び電子出版物) の審議決定、青少年に有害な漫画単行本 (印刷出版物及び電子出版物)、漫画雑誌の審議決定、青少年に有害な定期刊行物の審議決定」である。

カ 青少年保護委員会及び各審議機関の役割分担

青少年保護委員会は、青少年保護法第 7 条に規定されている「各審議機関」の所掌する対象について審議等を行わず、例えばゲーム物や映像物等に対する審議はゲーム物等級委員会や映像物等級委員会に委ねられる。

⁴²⁰ 出版文化産業振興法：

http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1766&PROM_NO=11048&PROM_DT=20110915&HanChk=Y (基準日 2011 年 11 月 20 日)

2006 年 10 月に「音楽産業振興に関する法律 (음악산업진흥에 관한 법률)⁴²¹」(法律第 10629 号)が制定されて以降、青少年保護法に基づき、音楽を録音した物理的メディア全般に関する青少年有害性の有無については青少年保護委員会が審議を行っている⁴²²。

キ 有害情報に対する処置

2001 年に制定された「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律 (정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한법) : 以下、「情報通信網法」という⁴²³。)」(法律第 11048 号)第 42 条により、青少年保護法上の青少年有害媒体物を一般に公開する者は、19 歳未満の青少年にとって有害であるという表示を付することが義務付けられている。有害情報と決定された情報については、19 歳未満の青少年をアクセスさせないといった閲覧禁止の措置がインターネット上でとられており、ポータルサイトの検索キーワードが「アダルト」「ギャンブル」等特定分野に該当する場合、19 歳未満は参照できないようになっている。例えば、「ポルノ」という言葉で検索を行った場合、青少年有害情報指定マーク (図 2-3-1) と共に「本情報内容は青少年有害媒体物であり、情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律、青少年保護法の規定により、19 歳未満の青少年は利用できません」というメッセージが現れ、ここで住民登録番号又は外国人登録番号の入力が要求される⁴²⁴。青少年でないことが認証されなければ閲覧は許可されない。また、携帯電話・スマートフォンからインターネットにアクセスした場合にも同じメッセージが表示される。

ただし、青少年が両親の住民登録番号を入力して検索を行うことも可能なため、アクセス制限には限界があることも指摘されている。これについては住民登録番号に代替する本人確認手段の開発が進められている⁴²⁵。

なお、インターネットの媒体としての特性上、放送等に容認されている公的規制がインターネットに直ちに正当化されるとは言えず、公的規制が適用される場合に

⁴²¹ 音楽産業振興に関する法律 :

http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2004&PROM_NO=10629&PROM_DT=20110519&HanChk=Y (基準日 2012 年 2 月 24 日)

⁴²² 中央大学校産学協力団「インターネット上における青少年保護に関する法制研究」2010 年

⁴²³ 情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律 :

http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0027&PROM_NO=11048&PROM_DT=20110915&HanChk=Y (基準日 2012 年 2 月 24 日)

⁴²⁴ PICS (Platform for Internet Content Selection) という技術標準による電子的表示により誰が見てもどのようなコンテンツかはっきり分かるようにし、住民登録番号と氏名を入力して成人であることを証明してからウェブサイトに入場しなければならない。ウェブサイトの運営者が本人確認を行わない等、表示義務に違反した場合 2 年以下の懲役又は 1000 万ウォン以下の罰金が科される。

⁴²⁵ 園田寿「ネットワーク上の個人認証に関する韓国での新しい動きについて」『甲南法務研究』No.2、2006、3。

も限界があるとされる⁴²⁶。

図 2-3-1 青少年有害情報指定マークが示された住民登録入力画面

The screenshot shows a web browser window with a warning message in Korean. A large red circle with the number '19' is on the left. The text reads: '이 정보내용은 청소년유해매체물로서 정보통신망이용촉진및정보보호등에관한 법률 및 청소년보호법의 규정에 의하여 19세 미만의 청소년이 이용할 수 없습니다.' Below this is a button labeled '19세미만 나가기'. The registration form has two sections: '이름' (Name) with a text input field and '주민등록번호' (Residence registration number) with a masked input field; and '이메일' (Email) with a text input field and '비밀번호' (Password) with a masked input field. There are also buttons for '이메일 인증 완료' and '이메일 로그인'. At the bottom, the URL 'www.0000.00.00' is displayed.

※上から 1 番目が氏名の入力欄、2 番目が住民登録番号の入力欄である。
(出典：韓国インターネット安全委員会⁴²⁷ (Korean Internet Safety Commission))

ク 違法情報に対する処置について

情報通信網法は、情報通信網を利用して流通・公開される青少年有害媒体物に対する表示義務（第 42 条）や広告禁止（第 42 条の 2）といった規制に加え、「違法情報⁴²⁸」の名の下での広範囲な情報の流通を禁じ、放送通信委員会に、ISP 等に対し放送通信審議委員会の審議を経た違法情報の取扱いの否定・停止・制限命令を行使する権利を付与している（第 44 条の 7）。同法 42 条の 2 に違反する青少年有害媒体物の流通行為や 44 条の 7 に規定される命令違反に対しては、2 年以下の懲役又は 1,000 万ウォン以下の罰金が科せられる（第 73 条）。

ケ 青少年有害情報の規制政策

違法情報を含む有害情報に対する規制は、民主的国家及び非民主的国家又は情報通信先進国と非先進国、といった国家の性格を問わず存在する⁴²⁹。韓国の青少年保

⁴²⁶ 韓永學『韓国の言論法』日本評論社、2010、p.333 を参照。

⁴²⁷ 韓国インターネット安全委員会 ホームページ：<http://www.kiscom.or.kr/>（基準日 2012 年 2 月 7 日）

⁴²⁸ 違法情報の範囲については、本章 p.125 を参照。

⁴²⁹ ユ・ホンシク『デジタル有害媒体環境に対する青少年需要者を中心とする対応方法研究』韓国青少年政

護法第4条は、これを「社会責任」であると間接的に示唆している。

規制の目的は、各国家が置かれている状況に応じて異なることもあるが、効率性のある規制方法を求めている点では共通している。

規制の種類には、大きく分けて強制的規制と自主規制の2つがある。

(ア) 強制規制

【等級区分】

青少年保護法第9条に基づき、青少年保護委員会及び各審議機関は、青少年有害媒体物と審議・決定をした時点で、等級区分を行う(第1号)。一方、青少年有害媒体物として審議・決定されなかった媒体物に対しても、青少年有害性の程度、利用青少年の年齢、当該媒体物の特性、利用時間・場所等に鑑み、必要な場合には当該媒体物の等級を区分することができる(第8条第1号)。また、青少年保護委員会は、各審議機関が該当媒体物に対する青少年有害の可否の審議・決定時において、第9条第1号の規定による等級区分を行うよう要請することができる。

等級区分の種類・方法については、青少年保護委員会と各審議機関は青少年有害媒体物として審議・決定しなかった媒体物に対し、各審議機関で所管している媒体物に対し別途の等級区分をしている場合の他、媒体物利用に関し、9歳以上、12歳以上、15歳以上の3段階で年代別の等級区分を行っている(同法施行令第6条)。

2001年に制定された情報通信網法に基づき、通信会社にはブロッキングを行う義務が課せられている。ブロッキング対象となるサイトをレイティングし、データベースを作成、提供しているのは放送通信審議委員会⁴³⁰である。

また、実際のブロッキングの運用については、放送通信委員会が直接命令を下すのではなく、「放送通信委員会設置法(방송통신위원회의 설치 및 운영에 관한 법률)⁴³¹」(法律第10165号)第21条第4項に基づき、放送通信審議委員会がISPに対する是正要求を出すという形で実施されている。

【審議基準】

青少年保護委員会と各審議機関は、青少年有害媒体物の審議基準として以下に当てはまるものに関して、青少年有害媒体物の決定を行わなければならないと規定されている(青少年保護法第10条)。

策研究院、2010年を参照。

⁴³⁰ 放送通信委員会の設置及び運営に関する法律第18条第1項により2008年5月14日に設立された。

⁴³¹ 放送通信委員会設置法：

http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2122&PROM_NO=10165&PROM_DT=20100322&HanChk=Y (基準日2011年11月20日)

- ・青少年に性的な欲求を刺激する煽情的なもの又は淫らなもの
- ・青少年に暴悪性や犯罪の衝動を駆り立たせるもの
- ・性暴力を含む各種形態の暴力行使と薬物の乱用を刺激又は美化するもの
- ・青少年の健全な人格と市民意識の形成を阻害する反社会的・非倫理的なもの
- ・その他、青少年の精神的・身体的健康に対し明白に害を及ぼしうるもの

本規定に基づく規準を具体的に適用する際には、現在「国内社会での一般的な通念」に従うとともに、当該媒体物が有する「文学的・芸術的・教育的・医学的・科学的側面とその媒体物の特性」を同時に考慮しなければならない。その具体的な審議基準とその適用については、大統領令で定める。

外国から流入した不法及び有害情報に関しても、「何人も営利を目的として、外国で製作・発行された媒体物のうち国内の審議基準に該当する媒体物を青少年に流通（翻訳、翻案、編集、字幕挿入等の方法で流通させる場合を含む）させ、又は同目的で所持してはならない」と規定されている。

（イ）自主規制

以下に詳述するように、青少年保護法第 12 条以下に基づき、自主規制団体等（「媒体物の製作・発行者、流通行為者又は媒体物と関連のある団体」）には、青少年有害媒体物の「要請権」及び「自主決定権」が付与されている。自主決定は青少年保護委員会の裁量的な決定を受けなければならない。

有害媒体物の自主規制については青少年保護法第 12 条で定められている。青少年保護委員会と各審議機関は、自主規制団体等の自律審議を活性化し、その専門性を高めるべく、必要な場合には自主規制団体等が適用すると見込まれる審議基準及び審議方法等に関し教育を実施する等、自主規制団体等に対し支援を行う（第 12 条）。

自主規制団体等は、自律的に青少年有害性の有無に関する決定を行い、青少年保護委員会又は各審議機関に対して決定内容の確認を行うよう要請する権利を持つ。確認要請を受けた青少年保護委員会又は各審議機関は、審議結果と自主規制団体等による決定内容が合致した場合青少年有害媒体物に決定することができる。青少年保護委員会又は各審議機関が自主規制団体等による決定を確認すると、該当媒体物の確認を終えた旨の表示を行うことができる。

自主規制団体等は、青少年に有害と判断される媒体物に対し、青少年保護委員会又は各審議機関の決定なしに、青少年有害表示又は包装を行うことができる。自主規制団体等が規定により青少年有害表示又は包装をした媒体物は、「青

少年保護委員会又は各審議機関の最終決定が下される日」まで、青少年保護法規定による青少年有害媒体物とみなされる。「青少年保護委員会又は各審議機関の最終決定が下される日」とは、青少年保護委員会が当該媒体物を青少年有害媒体物と決定し、女性家族大臣が同法第 22 条の規定により青少年有害媒体物として告示した日のことをいう。この場合、告示の効力が発生するのは大臣による告示日である。

コ インターネットにおける青少年保護の必要性とその認識

2010 年 8 月、中央大学校産学協力団により放送通信委員会に提出された研究報告書「インターネット上における青少年保護に関する法制研究」においては、「青少年のインターネット利用は既存の媒体の利用と比較するとその利用頻度の増加は顕著であり、国内法の限界により規制の実効性に対して疑問が投げかけられているという実情がある。このため、インターネット上における青少年保護の必要性は、放送、新聞、映画等既存のメディア環境に比べて更に重要な意味を持つようになった」と、韓国でのインターネット上における青少年保護の必要性が指摘されている⁴³²。

さらに、同報告書では、「これまで青少年保護に関する法制度はオフラインを中心として形成されており、現在のインターネット環境に十分に対処しきれているとは言えず、インターネット環境での青少年保護に関する法制度に対する補完は、切実な課題の一つに数え上げられるもの」であると述べられている。

(2) 青少年、その保護者及びその他一般に対する教育・啓発

2010 年 3 月 26 日、国会大衆文化&メディア研究会と韓国情報化振興会の主催により、議員会館 128 号室で「青少年インターネットゲーム中毒予防法」の立法公聴会が開かれた。公聴会の報告書には、「青少年インターネットゲーム中毒予防法」案が添付されている。

①参加者

参加者は、発表者 1 名と討論者 10 名からなる。

発表者は、遊びメディア教育センターのクォン・ジャンヒ（권장희）所長である。

討論者は、政府機関等（文化体育観光部・ゲームコンテンツ産業課課長、韓国情報化振興院・情報文化事業団団長、ゲーム物等級委員会・委員兼弁護士、韓国ゲーム産業協会・事務局長）、研究・教育機関（成均館大学精神学科教授、心理相談研究所教授、神経精神科医）、民間団体（子ども健康国民連帯・事務局長、よい先

⁴³² 中央大学校産学協力団「インターネット上における青少年保護に関する法制研究」2010 年、pp.35-36 を参照。

生運動代表兼清潔なメディアのための教師運動代表、すばらしい教育の保護者会・政策委員会委員長）から構成されている。

②公聴会の目的

韓国では、インターネットの普及が進む中、青少年のインターネットゲーム中毒が増加の一途をたどっており、深刻な事態となっていることから、こうした状況から青少年を保護することを目的として開催された。

③公聴会の基本内容

公聴会では、政府（文化体育観光部）が年に1,000億ウォン以上をゲーム産業の振興に投資する政策を推し進めた結果、韓国社会では家庭崩壊が相次ぎ、百万単位の児童青少年がインターネットゲーム中毒に陥ったことに加え、インターネットゲーム中毒者の脳が、麻薬中毒者やアルコール中毒者の脳と同様に破壊されており、その意味において、インターネットゲーム中毒者が社会に蔓延すると、非常に危険な事態を招く懸念があること等が発表された。

インターネットゲーム中毒の予防と解消を直接的・間接的に担当している部署は、教育部、行政安全部、保健福祉部、文化体育観光部、放送通信委員会、女性家族部の合計6部署であるが、各部署がそれぞれ部分的に対策業務を行っているため、全ての部署を効率的に支援し、統合することが今後の課題であるとされた。

こうした内容の発表を受け、各討論者により法案の必要性や問題点に関し、詳細な議論が行われた。

中毒の予防と解消に当たって必要とされるものとしては、以下の3つが挙げられた。

- 「子どもと青少年の保護」制度の導入
- インターネットゲーム中毒を予防するための、関連企業が担うべき社会的責任を確保できるようにする制度
- 各家庭からインターネットゲーム中毒の子どもを出さないために保護者をサポートする実質的な支援法案

（3）インターネット上の違法・有害情報に対するフィルタリング

ア フィルタリング

2012年2月17日現在、フィルタリングの法的義務を規定した法律は存在しない。しかしながら、国会ではフィルタリングを義務化する法律の制定へむけて審議が行なわれているとのことである⁴³³。

⁴³³ 放送通信審議委員会のカン・イニョン氏へのヒアリングによる（2011年11月17日）。

青少年インターネット利用者を対象としたフィルタリングの取組としては、グリーン i-Net2.0 及びエキスキーパーがある。このソフトウェアはスマートフォンからもダウンロードが可能である。

(ア) グリーン i-Net

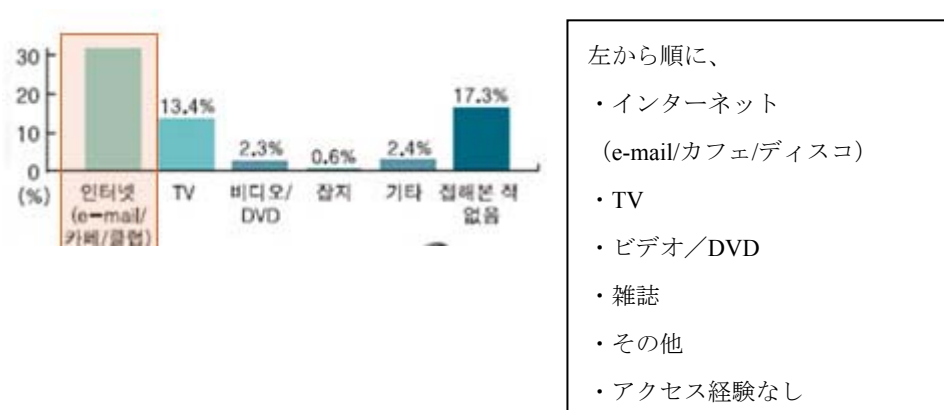
グリーン i-Net⁴³⁴とは、青少年を有害情報から守り、健全なメディア環境を維持することを目的として、放送通信審議委員会が、各地域の教育庁及び政府組織である教育科学技術部と連携して開設したホームページのことである⁴³⁵。2009 年4月からはフィルタリング等、無料ソフトウェアのダウンロードの提供を開始し、それらを広報するキャンペーンも展開している。

①背景⁴³⁶

インターネットを始めとした様々なメディアが続々と登場している現在、青少年有害情報も以前に比べると極めて多様な経路で流通している。インターネット上のみならず、青少年が視聴する放送番組にも露骨な内容が見られるようになった。

また、保護者が共稼ぎをする家庭が増えたために、子どもが一人きりで過ごす時間も増加し、結果として、子どもが放送通信有害情報に触れる機会も多くなった。それに加え、青少年のインターネット中毒の深刻性と危険も高まりつつある。

図 2－3－2



(出典：グリーン i-Net ホームページより)

⁴³⁴ グリーン i-Net2.0 ホームページ： <http://www.greeninet.or.kr/> (基準日 2011 年 11 月 20 日)

⁴³⁵ 放送通信審議委員会のカン・イニョン氏へのヒアリングによる (2011 年 11 月 17 日)。

⁴³⁶ グリーン i-Net2.0 ホームページ： <http://www.greeninet.or.kr/> (基準日 2011 年 11 月 20 日)